

「千葉市空き家・空き地管理活用応援制度」を創設しました
～町内自治会などによる空き家・空き地対策をバックアップ！～

千葉市では、多様な主体による空き家等対策の推進を目指し、町内自治会などによる空き家等活用の取り組みに要する費用の一部を助成する「千葉市空き家・空き地管理活用応援制度」を新たに創設しました。

このたび、補助金の交付申請および相談受付を開始しますので、お知らせします。

1 制度創設の趣旨

本市における空き家・空き地の課題解決に向けては、所有者や行政だけでなく、地域住民や民間団体などの多様な主体による取り組みが不可欠です。しかし、地域住民向けの啓発活動や、地域利用のための空き家の改修、空き地の整備などを行うためには、多額の費用負担が伴うことが課題となっています。

このため、町内自治会等が行う「普及啓発」、「空き家活用」、「空き地活用」の取り組みに要する費用の一部を助成することにより、空き地・空き家がもたらす地域課題の解決に向けた取り組みを促進し、安全かつ安心な住環境の形成を図ることを目的としています。

2 制度の概要

(1) 普及啓発事業

対象者	町内自治会、空家等管理活用支援法人、地域活動を行う個人または団体
対象となる内容	市内で行う、空き家または空き地の発生予防・適正管理等に関する普及啓発活動（勉強会・相談会・セミナー等の開催、ポスター・チラシ等の作成）
補助率・補助額	3分の2、上限5万円

(2) 空き家活用事業

対象者	町内自治会、地域活動を行う個人または団体
対象となる内容	空き家を住環境の改善および地域の活性化に資する用途に供するために行う①劣化調査、②改修工事、③草刈り・樹木剪定等 ※②のみR9年度開始予定（R8年度は事前相談のみ受付）
補助率・補助額	①2分の1（高経年住宅団地内のものは3分の2）、上限5万円 ②2分の1（高経年住宅団地内のものは3分の2）、上限100万円 ③一律1万円

(3) 空き地活用事業

対象者	町内自治会、地域活動を行う個人または団体
対象となる内容	空き地を新たに地域活動の用に供するために行う①整地、②設備等の購入・設置
補助率・補助額	① 1 区画につき一律 1 万円 ② 2 分の 1 （高経年住宅団地内のは 3 分の 2） ※①と②の合計の上限は 1 0 万円

3 申請方法

申請書に必要書類を添えて、都市安全課へ郵送、持参またはメールにより提出。

< 提出先 >

○ 郵送・持参

〒 2 6 0 - 8 7 2 2

千葉市中央区千葉港 1 - 1 低層棟 4 階

千葉市都市局都市部 都市安全課

○ 電子メール anzen.URU@city.chiba.lg.jp

4 申請開始日（予定）

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）

5 市ホームページ

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/akiya-kanrikatsuyou-ouen.html>

